

まちづくりだより

第一整備地区

第26号

仮置き土移設分別工事について

これまでの地中障害物調査は、掘削により行っており、発出した廃棄物混じり土は施行者管理地に仮置きしています。今後、地中障害物等の未調査地については、地中レーダ探査等により地中障害物の確認を行うことから、円滑な調査を実施するために、仮置きしている廃棄物混じり土を移設します。

また、廃棄物混じり土の移設に併せて分別を実施し、土地利用の障害面積を算出するため、100mm以上の廃棄物の量を確認し、宅地評価の見直し等、今後の基礎資料とします。

この度、仮置き土移設分別工事の受注者が総合評価方式による一般競争入札により決まりました。

受注者：菊永建設・アールシー共同企業体
工期：令和4年2月28日まで

地中レーダ探査や作業前に実施する除草業務について、スケジュール等が決まり次第、改めてお知らせいたします。



事業区域内の維持管理について

仮置き土移設分別工事や地中障害物等調査に向けて、現在、事業区域内の防塵ネットの修繕及びかさ上げ（一部）を実施しています。期間中、ご迷惑やご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

施工会社：(株)田所工業
工期：令和3年3月29日まで

【修繕前】



【修繕後】



新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底にご協力をよろしくお願いいたします。

評価員について

評価員2名が辞任されたことにより欠員が生じたため、第20回土地区画整理審議会(令和2年12月22日開催)において、新たに長尾氏と諸田氏を評価員として選任することについて同意をいただき、令和3年2月1日付けで委嘱しました。

評価員(敬称略・順不同)

氏名	備考
長尾 ゆき子 (新任)	不動産鑑定士 相模原市不動産評価委員会会長 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業評価員(横浜市)
諸田 浩之 (新任)	不動産鑑定士 相模原市土地利用審査会会長
佐々木 一彦	株式会社きらぼし銀行本店営業部 公共・政策法人部長 相模原市不動産評価委員会委員

評価員(土地区画整理法第65条)とは・・・

施行者が換地計画において清算金若しくは保留地を定めようとする場合等においては、土地及び土地について存する権利等の価額を評価しなければならないものとし、その評価については、評価員の意見を聴かなければなりません。

なお、土地又は建築物の評価について経験を有する者3人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならず、本事業では定数を3人としています。

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する特別委員会の調査報告書について

相模原市議会において、令和2年2月に地方自治法第98条第1項の検閲・検査権を付与した「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する特別委員会」が設置され、「事業の推進等に関する調査研究」と「問題の再発防止に向けての調査研究」を調査研究内容として、議論が行われ、令和3年1月29日に調査報告書がまとめられました。

調査報告書につきましては、市議会ホームページに掲載され、各区役所の行政資料コーナー等にて閲覧することが出来ます。

相模原市議会【可決された意見書・決議等】

<https://www.sagamihara-shigikai.jp/doc/2021022600014/>

権利者変動等に伴う届出について

引越し等による住所の変更や、土地区画整理事業区域内の土地の売買、相続等による所有権の変更があった場合は、当事務所までご連絡ください。

事業に関するご意見やご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

発行 相模原市 都市建設局 まちづくり事業部
麻溝台・新磯野地区整備事務所

〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階
TEL: 042-769-9254 FAX: 042-754-8490